

ハガキやメールによる架空請求

法務省をかたる「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のハガキや「利用料金未納」の通知メールが届いた等、身に覚えのない支払い請求についての相談が急増中です。

いずれも「連絡なき場合は法的措置を取る」と不安をあおり、あわてて連絡をすると相手は「訴訟を取り下げのために弁護士費用が必要」等と言って、お金を支払わせようとします。

最近では、銀行口座への振込みだけではなく、コンビニへ出向かせ「プリペイドカードを購入し番号を連絡するように」と指示されたり、「支払い番号」を告げられたりと、知らぬ間に相手が買った商品の支払いをさせられる手口が増えています。

支払ったお金を取り戻すことは極めて困難です。
このようなハガキやメールが届いても決して相手に連絡せず、無視しましょう。

